

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

財務省の財政制度等審議会が2018年度の政府予算編成についての建議を先週まとめて、麻生財務相に提出いたしました。財政健全化のためとして、医療、介護など、社会保障費の削減抑制を中心項目に据えて、医療、介護、障害者福祉、子育て、生活保護、年金などの各分野で適正化、効率化の名で予算削減を迫っております。

75歳以上の後期高齢者医療制度では、現在1割負担が原則の患者窓口負担を2割に引き上げること、介護保険では、要介護1、2の人が利用する掃除、洗濯などの生活援助の保険外しが財政の観点から望ましいと記しています。全く道理のないやり方です。75歳以上の多数の人は所得が低いとともに、医療機関を受診する機会が増えるのが特徴です。窓口負担が2倍化すれば、毎日の暮らし、生活へ大きな打撃となり、受診抑制で病状悪化を引き起こす危機が増大します。国民の健康を脅かす負担増はすべきではありません。

大企業、大資産家に応分の負担を求める税の集め方の改革や社会保障や教育を優先にした税の使い方の改革によって日本経済を再生させることが重要です。社会保障費の削減でなく拡充によって国民の生活を安定させる政治にしていくことが求められております。

私は先月11月22日、常陸太田市新年度予算編成に当たって、予算編成と施策に対する要望書を市長に提出し、若干話し合いの時間をとっていただきました。市政運営に当たっては、国民に負担増ばかりを押し付ける国の政治の防波堤となって、市民の暮らしを最優先に地方自治体の役割である福祉と暮らしの増進のためにより一層力を尽くされるよう要望いたします。

最初に、東海第二原発について質問いたします。

1、新たな安全協定締結について伺います。

日本原子力発電は、11月22日、原子力所在地域首長懇談会で、再稼働の同意を求める自治体に30キロ圏内の5市——常陸太田市、水戸市、ひたちなか市、那珂市、日立市を新たに加える方針を明らかにしました。これまで同意を求める自治体は、立地する東海村と茨城県に限っていましたが、対象を周辺自治体に拡大するのは全国で初めてとなります。来年3月末までに6市村と原電が新協定を締結することで一致したとされておりますが、その内容は非公表とされております。これでは議会や住民に協定の中身がわからないまま締結されるということになりかねません。

これまで首長懇談会が求めてきた現協定の第5条と同様に、新・増設等に対する事前了解を認めるものなのか、それとも、再稼働に必要な工事を行う前の了解は、これまでどおり県と東海村だけで、他の5市には工事完了、検査完了で、いよいよ再稼働に進む時点で了解を求めるものなのか。厳密に言えば、工事着工前の事前了解権を認めるべきであり、全て対策工事が整ってから了解では意味が異なってきます。新協定が締結されれば、事前了解権は県と6市村合わせて7人の了解が必要となるものであり、仮に一人でも同意しない首長がいれば工事着工はできないということなのか。

私ども日本共産党で11月24日に、日本原電茨城事務所長に私どもの江尻県議がこの点について質問をしておりますけれども、そのときに「7人全員の同意をもって了解を得たとする」、

このように答えております。新たな安全協定締結についての見解を市長にお伺いをいたします。

2点目は、運転期間延長申請と再稼働について伺います。

11月24日、日本原電は、来年11月に40年の運転期限を迎える老朽原発の東海第二原発の最長20年の運転期間延長を原子力規制委員会に申請をいたしました。仮に規制委員会が同原発の延長を認可すれば、全国で4基の老朽原発が認められるということになります。原則40年、この運転期間さえなし崩しに踏みにじって再稼働を推進することは、私は大きな問題だと思います。

原発の運転期間について「原子炉等規制法」で原則40年としたのは、2011年3月の東京電力福島第一原発の深刻な事故を受けたものです。もともと原発自体が未完成の技術であり、一たび地震や津波に襲われるなど事故が起これば重大事態を招くことは、福島第一原発事故の発生から6年8カ月以上たっても収束の見通しを持たない、このような状況を見ましても明らかです。その上、40年も運転を続けていけば、機器や配管の劣化が起きるだけでなく、放射線にさらされる原子炉本体や壁などがもろくなることは避けられません。

東海第二原発は、福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉です。この沸騰水型原子炉の運転延長申請は初めてとなっております。沸騰水型炉は原子炉を覆う格納容器が極めて小さく、炉心溶融すると、たちまち容器内は高温高圧となって、容器の破損のおそれがあります。規制委員会では、格納容器の圧力逃がし装置ベントですけれども、このベントの装置を義務づけるなどとしていますが、安全の保証にはなりません。東海第二原発の運転延長を狙うのは、原電にとって東海第二原発しか動かせるめどの立つ原発がなくなり、経営困難に陥るからだとも私は思います。こうした住民の安全よりも利益優先の姿勢はもうやめるべきです。半径30キロ圏内の14市町村で避難計画ができていない自治体はありません。

茨城新聞の世論調査、これは10月20日付ですけれども、ここで再稼働反対が63%、賛成21%を大きく上回っております。県内市町村議会の6割が運転延長反対や再稼働中止の意見書を可決しております。

そこで、2点伺います。

①として、日本共産党県議会と県議団は原電に対して運転延長申請に抗議し、安全が最優先であり、運転延長申請を撤回すること、再稼働は断念すること、脱原発に向けて研究開発技術を生かすこと、この3点の申し入れを行いました。私もこの間、同僚議員と一緒に原電に何度も申し入れを行っておりますけれども、なかなかはっきりとした態度を示さず、私は本当に住民の命を大事にしているのかと、このような話もしました。この運転延長申請について、市長のご見解をお伺いしたいと思います。

②として、原電の村松社長は「20年延長申請時にも再稼働には直結しない」と述べておりますが、この点について市長はどのようにお考えになっているのか。20年延長と再稼働との関係、また、認識についてお伺いさせていただきます。

3点目に、避難計画について、避難計画の実効性について伺います。

本市の避難計画の策定目標は来年3月となっております。広域避難計画の基本的な考え方につ

いて、地区別の避難先と避難経路について、広域避難マップについて、住民説明会もこの間実施されてきました。住民の質問を見てみますと、本当に計画の説明どおり避難できるのかと、不安と同時に検討課題も明らかになってきております。

しかし、日本共産党の江尻県議が各自治体に聞き取り調査を行いましたけれども、この中で大子町では、避難対象の住民がもちろん大子町にいるわけですがけれども、その一方で、本市の3,000人の受け入れ体制に苦慮していること、また、複合災害への対応が全く進んでおりません。地震や津波等により予定する避難所や道路が使用できない場合も、二次避難先や代替経路の確保も重大課題です。また、病院や福祉施設の入院・入所者、在宅高齢者、障害のある方など、要支援者の避難態勢、マイカーで避難できない市民の移動手段、スクリーニングの場所や必要機材、要員の確保など課題が山積しております。

東京新聞が五十嵐つくば市長に取材をしておりますが、五十嵐つくば市長はこのように答えております。「再稼働で事故を起こしたら市民を守れないし、避難してくる人への対応もし切れない。市長としてそういうリスクはとれない」と、再稼働に反対する姿勢を鮮明にしたという記事がありました。まさしくそのとおりだと思います。この原発30キロ圏内は人口約97万人近くが住んでいる地域です。被曝しないで避難できるのか、もとの暮らしに戻れるのか、私は実効性のある避難計画の作成など、極めて困難だと思います。

事故が起きたらどうするのかということ、これはもちろん大事なことですけれども、事故が起きないようにするにはどうするのか。稼働して40年を迎えた施設でさらに20年延長する、本当にこれは大丈夫なわけがありません。市民や県民の「再稼働はやめよ」、こうした声をまともに誠実に受けとめて、原発はゼロにすることが私は大事だと思います。避難計画の実効性について、地元住民説明会も行ってきましたけれども、この点について伺いたいと思います。

2番目に、国民健康保険制度について、1、国民健康保険制度の県単一化について伺います。

11月28日に、4回目の茨城県国民健康保険制度移行準備委員会が開かれました。そこで審議された内容は、1として、市町村が県に支払う納付金や必要保険料の仮算定結果、2点目に、激変緩和措置の考え方と措置額、3点目に、平成30年度に設置する県の国保運営協議会についてなどでした。第3回までの資料には試算結果を示す数値資料が公表されておりましたが、第4回の資料では、納付金や保険料について市町村ごとの仮算定結果の数値が公表されました。

きょうの茨城新聞の一面には、来年度の国保の保険料が33市町村で年平均2,462円上昇する見込みであると、そして仮算定で負担増となる結果を受けて常陸太田市の担当者の声が出ていたんですけども、「今回示された標準保険料率まで引き上げるのは厳しい。加入者に負担がかからない方法を考えたい」とおっしゃっております。このように取材に応じておりますけれども、そこで、第4回の資料をもとに3点伺いたいと思います。

1点目は、標準保険料率と本市の国保税額との対応について、平成30年度の被保険者1人当たりの保険税の算出額について伺います。

2点目には、納付金の示された額と、また、納付金は100%完納が原則で、減額は一切認め

られないと。ですから、そういう場合の対応についてどうするのか伺います。

3点目は、一般会計からの繰り入れの継続と基金の活用で国保税の引き下げを行うことについて伺います。

3番目に、新学習指導要領について、新学習指導要領の問題について伺います。

中央教育審議会が昨年12月21日、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等についての答申をまとめて文部科学大臣に提出いたしました。新たに規定した新しい時代に必要となる資質・能力では、その育成のために学習内容や指導方法、学習評価の仕方を細かく例示し、これでは教育現場が縛られるのではないかと危惧する声が聞かれます。新学習指導要領は、小学校は2年後の2020年度から、中学校は2021年度から全面実施されることになっておりますけれども、今回の改訂で私は教育のあり方が大きく変えられようとしていると危惧を持っております。2月14日には指導要領改訂（案）が示されました。その中で5点伺いたいと思います。

1点目は、新しい時代に必要となる資質・能力についてです。

日本経団連が昨年4月19日に提言した今後の教育改革に関する基本的考え方の中で、グローバル競争の激化など、環境変化の中でも生涯現役で活躍できる人材と育成したい素質、能力を成果目標として掲げて、その手段としてアクティブ・ラーニングや英語教育等の項目を詳細に挙げています。中央審議会の答申の内容は、この経団連の提言で言っているとおりの改訂内容がずらりと並んでおります。そもそも成長、発達する主体は子どもであって、それを保障するのが教育です。特定の資質・能力を定めてそこに向かって教育するというのは本末転倒で、「教育基本法」に掲げる個人の人格の完成という教育本来の目的とかけ離れたものになってしまうのではないかと危惧いたします。教育長のご見解を伺います。

2点目は、授業時間数の増加についてです。

小学生にとって大きな変化は、1年間の授業時間数が増えることです。小学校3年生以上は年間33時間増え、4年生以上は中学生と同じ時間、1015時間と大きく授業時間が増えます。授業時間と同じぐらいに子どもの成長にとって大切な中休みや昼休みが削られることになると、学校生活がさらに忙しくなり、いらいを募らせることになってしまうのではないかと心配します。小学生にとって、ゆとりの時間を削り、そして大きな負担となることは確実に、増加する時間数をどのように確保するのかお伺いをいたします。

3点目に、英語教育について伺います。

指導要領改訂（案）で示された内容は、歌やゲームに親しむ外国語活動を3年生から引き下げ、5、6年生については教科化して授業数が増やされます。英語教諭免許を持たない小学校教員が多数のもとで教科化ができるのかという根本的な問題や、3年生から6年生で各学年35コマずつ増える授業時間をどう確保するのかなど、課題が山積しております。先行自治体の事例や現場の教員からは、塾通いを増やし、経済力による格差が生まれる、あるいは、かえって授業嫌い、英語嫌いが増えるなどの指摘もされております。

児童は次期学習指導要領のもと、文法と700語の単語を身に付けることとなっておりますけれ

ども、授業時間の確保やカリキュラムの内容など、児童の負担を考慮すると同時に、確実な習得ができるよう配慮したものにすべきと考えますけれども、英語教育についてのご見解を伺います。

4点目に、道德教育について伺います。

道德の教科化は、これまでなかった検定教科書を使用して道德を教え、かつ、これまで行ったことがなかった一人ひとりの子どもの心や道德を評価するものです。従来とは次元の違う形で子どもに官製道德を押し付けるものにならないか。「憲法」は教育内容への国の関与、できる限りの抑制を求め、学校、教員の自主性を保障しております。民主主義社会の道德は、個人の尊厳と人権を互いに尊重することを基礎に置いたものです。そうした道德は、上からこうあるべきだと押し付けることはできません。自由な雰囲気のもと、多様な価値観が認められる中で、さまざまなことを経験し、学習することによって、自主的判断で選び形成していくものだと思います。道德教育について、今後どのように進められるのか、ご見解をお伺いいたします。

5点目は、アクティブ・ラーニング、これは主体的・対話的で深い学びの有用性と課題について伺います。

アクティブ・ラーニングについては一定の教育効果が認められる一方で、形式的に対話型を取り入れた授業や特定の形を目指した技術の改善のみにとどまる形骸化が指摘されるなど、課題も多く指摘されております。2月14日に示された指導要領改訂（案）では、「アクティブ・ラーニング」という言葉は使用せずに、「主体的・対話的で深い学び」という言い方に統一されました。問題は、学習内容の理解よりも話し合いや発表の仕方、助け合いの様子など、子どもの態度が重視され評価されることです。主体的・対話的で深い学びの有用性と課題についてどのように捉えているのか、また、この導入に当たっては、教員の多忙解消を行った上で授業準備時間の確保と教材提供や研修などの支援が必要だと思いますけれども、ご見解をお伺いいたします。

4番目に、学校給食費助成について伺います。

本市では2016年度から、公立の幼稚園、小中学校の給食費の半額、幼稚園は第3子以降が無料となっておりますが、この半額助成を実施しております。教育費の父母負担軽減のこのような取り組みは、子育て真っ最中の世代から大変喜ばれております。近隣の住民からも注目されております。

小学校や中学校の給食費の保護者負担を全額補助している、無償にする市町村が、昨年度は全国で63市町村でした。今年度は20市町村増えて無償化が始まり、合わせて83市町村に広がっております。県内では大子町が2017年度から給食費の無料化、これは5年ぶりに復活しておりますけれども、この無料化に踏み切っております。保護者が負担する給食費の平均月額、小学校で約4,300円、中学校で約4,900円。無償化によって子ども1人当たり年間5万円程度の負担軽減になるわけです。本市で言いますと、完全無償化が図られれば、幼稚園で年間5万400円、小学校で年間4万9,200円、中学校で5万2,800円、これが父母負担の軽減となるわけです。

無償化の理由としてこのようなことが言われております。「子育て支援や定住しやすい環境づくりに加え、給食を教育の一環として捉える食育の推進を上げる」。このような自治体が増えて

いるということです。無償自治体の広がりを受けて文部科学省が初めて全市区町村を対象にした学校給食費無償化調査を行いました。調査項目が無償化のほかに、半額補助など、一部補助、無償化について、子どもや保護者、地域の変化、予算確保など、11月初めには集約しているようです。

適切な栄養摂取による健康増進や健全な食生活に対する判断力の養成など、教育の一環としての学校教育の役割、さらに給食は子どもの食のセーフティーネットの役割も果たしています。学校給食費の負担軽減は、子育て支援や教育充実を進めることにもつながります。本市では全国に先駆けて学校給食費の2分の1助成を実施して2年目に入っておりますけれども、あと8,000万円の財源確保に努力していただいて、学校給食費の全額助成、無償化のご検討を求めたいと思います。教育長のご見解を伺います。

5番目に、子どもの歯科保健について伺います。学校歯科検診についてです。

2013年、平成25年12月に出された文科省の今後の健康診断のあり方等に関する検討会の報告によりますと、歯科保健においては、実際に口の中が見えることを前提として、歯の状態に応じた磨き方や食物摂取のあり方等に関する指導を通じて、子どもの自己管理能力を育てることができると、子どもや保護者の健康教育にとって重要な役割を果たしている。その一方で、学校歯科検診では、虫歯だけではなく、歯周病、歯肉炎、顎関節や歯列咬合—歯のかみ合わせなども留意することになっておりまして、見るべき疾病が多様化している。現代の子どもの口腔内の状態も大きく変わってきており、今後は健康相談や保健指導の充実を図ることも課題である。さらに報告では、歯科検診における虫歯や歯肉炎等の結果を踏まえて、歯と口腔の課題だけでなく、子どもの健康そのものの保持増進を図るという取り組みが必要となってくる。すなわち、生活習慣病の予防という観点にも注目して、健康相談や保健指導と関連させながら、歯科検診のさらなる充実を図ることが必要となる、歯科検診は疾病発見型のスクリーニングではなく、健康志向、健康増進型のスクリーニングであることに意義があると、このように文科省が2013年に報告をしております。

本市においては、こうした報告も受けて、毎年4月から6月にかけて学校歯科検診が実施されておりますけれども、その中で3点伺いたいと思います。

1点目は、歯科検診の結果の特徴について、2点目に検診後のケア、歯科受診の実態について、3点目に、今後の口腔ケアの推進について伺います。

6番目に、公共施設のヒアリング（磁気）ループについて伺いたいと思います。

年齢とともに聞こえが衰える老人性難聴は、70歳以上で約半数、全国では1,000万人に及び、国民10人に1人は高齢難聴者と言われております。聞こえの衰えは、人との会話がうまくいかず、コミュニケーション不足を生み出します。難聴者はどうしても外に出ることや近くの集まり、講演会、文化行事などへの参加を敬遠しがちになってしまいます。

聞こえを支援するヒアリングループ、磁気ループと言わせていただきますけれども、この磁気ループという集団補聴装置がありまして、これは国際的にはヒアリングループと言われるのですが、イギリスや北欧諸国には、駅、空港、タクシーに設置してありまして、大変有効な設備で

あること、国内では20年前から設置されて、ほとんどの地方裁判所や各地の公共施設に設置されております。この磁気ループで聞こえを補うことができれば、難聴の方を社会から孤立させることなく、自立した社会生活を送っていただけたと思います。

磁気ループの自治体への設置が現在少しずつ広がっておりまして、東京都のように福祉のまちづくり条例に、施設の新設や改修の際には集団補聴システムの設置を義務づけております。横浜市は、福祉のまちづくり条例の施設整備基準の例に磁気ループを挙げているなど、普及のための措置がとられてきております。また、三重県伊賀市などの議会では、傍聴席に難聴者用磁気ループが設置されております。全国各地では、行政窓口、集会室、コミュニティバスへの設置、また、アタッシュケースに入れて持ち運べる貸し出し用の携帯型磁気ループなど豊富な設置例がありまして、多くの高齢者に利用、そして喜ばれております。

私はこの問題を4年前に取り上げました。そのとき、研究、検討していくという答弁でしたけれども、あれから4年が経過しております。本市でも公共施設において可能なところから磁気ループの導入を求めたいと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 東海第二原発についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、新たな安全協定締結についてでありますけれども、原子力所在地域の首長懇談会から、安全協定において原子力施設所在地であります県知事と東海村長と同等の権限の行使を求めまして、原子力安全協定の見直しについてこれまで重ねて要求をしてきたところでもあります。この間、日本原電と東海第二発電所の今後にかかわる判断を求める前までに、原子力安全協定を見直しするとの覚書を締結いたしまして、日本原電からの不十分な見直し（案）の回答に対して、権限の拡大を承諾するよう強く求めて来たところでもあります。

このたび、日本原電から、原子力所在地首長懇談会に対しまして、東海村を含みます6自治体に対しまして、実質的な事前了解権限を認める新たな協定を締結するとの回答を得たところでもあります。これによりまして、事前了解をする権限を周辺自治体においても行使できるとする新協定を今年度中にも締結することとしたところでもあります。

次に、安全期間延長申請と再稼働についてのご質問であります。運転期間延長申請についての見解でありますけれども、今回の運転期間延長申請は安全審査の一貫であります。そしてまた、再稼働へは直結しないことを所在地域の首長懇談会においても確認したことを踏まえまして、日本原電に対しまして原子力規制委員会への運転期間延長の申請をすることを認めたところでもあります。

また、再稼働の関係、認識についてのご質問であります。この問題に関しましては、今回獲得することができた新協定に基づく事前承認権を行使する過程で、その是非について判断をしてみたいと考えております。

○益子慎哉議長 総務部長。

〔加瀬智明総務部長 登壇〕

○加瀬智明総務部長 東海第二原発についての中での、避難計画の実効性についてのご質問にお答えをいたします。

東海第二原発において原子力事故が発生した際に、市民が迅速、安全に避難行動ができるよう、現在、常陸太田市原子力災害広域避難計画の策定を進めておるところでございます。

この計画の実効性を担保するために必要なことといたしましては、まず確実な避難先の確保及び避難先における協力体制の確認でございます。そこで避難先として予定しております茨城県内及び福島県内の21市町村と当市の間において、おのおのに原子力災害時における常陸太田市民の広域避難に関する協定をこの秋に締結したところでございます。協定の内容といたしましては、当市からの避難者の受け入れと避難所の提供、避難所の開設業務と避難者の受け入れ業務の受託、非常時の必要物資の提供等に関して締結をしたところでございます。

また、計画の実効性を高めるためには、何よりも住民の理解と協力が不可欠であるため、広域避難計画の原案について、各地区ごとに計20回の住民説明会を開催し、その概要を説明し、意見を伺ってきたところでございます。

なお、現在は原子力災害時広域避難計画（案）のパブリックコメントを来年1月4日までの予定で実施中でございます。広く情報を公開し、意見を伺っているところでございます。

さらに、住民が実際に避難行動を行うに当たり、迅速、安全に行動ができるように、原子力災害広域避難マップをあわせて作成いたしております。これにより屋内退避の方法や避難先、避難経路の詳細な地図情報、非常持ち出し品の例等についてイラスト等を用いましてわかりやすく住民に示すことにより、避難計画の実効性が高められるよう努めているところでございます。

今後におきましても、広域避難計画を基本といたしまして、より具体的な実施計画等を策定するとともに、地震等により避難路や避難先が被害を受けるなどの複合災害等を想定した対応についても課題として検討してまいります。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

〔滑川裕保健福祉部長 登壇〕

○滑川裕保健福祉部長 保健福祉部関係の2項目についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、1項目めの国民健康保険制度における都道府県単位化のご質問のうち、1点目の標準保険料率と本市の保険税額との対応でございますが、茨城県より第4回目となる平成30年度国保事業費納付金及び標準保険料率仮算定結果（一般被保険者分）が、平成29年11月24日付の文書をもって示されたところでございます。その算定結果によりますと、本市が茨城県に納めるべき納付金の額は16億1,177万8,018円となり、そのうち国・県の補助等を差し引いた必要とする保険税の総額は13億9,305万5,973円となるものでございます。

この額を本年度予算編成時の一般被保険者数で除した1人当たりの保険税額は、約10万4,700円となり、本年度の税額を約2万8,700円上回ることとなります。しかしながらこの額による保険税の引き上げは、被保険者の方々の生活に大きな影響を及ぼすこととなるため、30年度においては引き続き一般会計からの繰り入れをお願いするとともに、支払準備基金の取り崩し

による繰り入れによりその差額を補填し、現時点では引き上げをできる限り抑え、本年度と同程度の保険税額となるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、この納付金及び必要な保険税総額については仮算定であり、平成30年1月中旬に茨城県より確定額が示される予定となっております。

次に、2点目の納付金完納への対応といたしましては、税の収納不足などにより県へ納付金が納められない事態に陥った場合においては、制度上は県の設置する財政安定化基金から市町村が借り入れをし、次年度以降3年間をかけ償還することとされております。しかしながら、この制度の活用は国保運営の安定化を欠くことが懸念されるため、市町村が積み立てる支払準備基金からの繰り入れにより対応することが望ましいものと考えております。

3点目の一般会計からの繰り入れの継続と支払準備基金の活用による国保税の引き上げについてのご質問でございますが、さきの2点においても申し上げましたとおり、今回実施される国保制度の都道府県単位化は全国的なものであり、どの市町村においても各県への納付金の確保に鋭意努力をしているところでございます。そのような中、本市の平成28年度現年度分における1人当たりの調定額は、県内44市町村において43番目に位置し、県平均に比べかなり低い水準にございます。したがって、議員ご提案の税の引き下げは実施すべきではないものと考えております。

続きまして、2項目めの公共施設へのヒアリンググループ導入についてのご質問にお答えいたします。

ヒアリンググループにつきましては難聴の方の聞こえを支援するシステムで、施設内に設置した磁気ループにより音声を磁気にかえ、その信号を補聴器や専用の受信機で音声として聞くことができるシステムであり、雑音などが入らずはっきりと音が聞こえるため、難聴の方や加齢などで聴力の弱った方に有用なシステムとされております。高齢化が進む中、高齢者の社会活動の場面が増えてくることが予想されることから、難聴の方が情報を得やすい環境づくりを推進するための方策として、当該システムの活用も一つの手段であるものと認識をしているところでございます。

なお、このヒアリンググループの設置について、平成25年5回定例会においても同様のご質問をいただいておりますが、調べられる範囲で県内の設置状況を見てみますと、平成25年12月以前の設置済が県及び3市町村、その後の設置が4市町村で、現時点では県及び7市町村が設置をしております。しかしながら、設置はしたもののその利用の頻度はかなり低いと伺っております。そのような状況を踏まえ、本市といたしましては、今後先進事例や県内市町村の動向を鑑みながら、ヒアリンググループの必要性について十分に調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 まず、新学習指導要領についてのご質問にお答えいたします。

まず、新しい時代に必要な資質・能力についてのご質問でございますが、これからの社会、我

が国は生産年齢人口の減少やグローバル化の進展，絶え間ない技術革新等により社会構造や雇用環境は大きく変化し，未来を予測することが困難な時代となってくることが予想されております。したがって，子どもたち一人ひとりには，持続可能な社会の担い手として活躍することが期待されております。そのため，今回の改訂では，教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を，「生きて働く知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力・人間性等の涵養」という3つの柱に整理され示されたところでございます。

これらの資質・能力は，児童生徒が課題に対して主体的に取り組む態度や解決する力を育成する基盤となるものと捉えております。学校と社会の連携を推進することが大切でありますので，市教育委員会といたしましても，第6次総合計画の教育面での目標「夢を育み健やかに生きるひとづくり」をベースにしながら，教育活動全体を通して3つの資質・能力の育成を図れるよう助言，指導を行ってまいりたいと思います。

次に，授業時数の変化についてでございますが，深谷渉議員にもお答えいたしましたとおりでございますけれども，来年度は総合的な学習の時間等のやりくりで授業時間数は増えませんが，平成31年度は5，6年生が外国語活動を全体で70時間，3，4年生の外国語活動35時間となりますので，週当たり1時間の授業時間増となる予定でございます。

現在各学校では，時間割の組み方について研究を行っているところでございます。また，県の市町村教育長協議会においてもこれらの時間の充実を図るため，英語の免許を持つ教員の適性な配置や，専門的に授業を担当する教員の加配を国や県に対して要望しているところでございます。

続きまして，英語教育についての見解ですが，小学校の英語教育はグローバル化が急速に進展する中で，外国語のコミュニケーション能力は生涯にわたるさまざまな場面で必要となることが想定されますことから小学校3年生より導入されます。早い段階から外国語になれ親しみ，英語を使ったコミュニケーション能力の向上を図ることが大切と考えております。そのためには何といたしましても教える教師の指導力を向上されることが重要でありますので，今後さまざまな研修を通して，あるいは本市で採用しているALTを各小学校に派遣して研修して，教員一人ひとりの英語力の向上，あるいは指導力の向上に向けて支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして，道徳教育についての見解を申し上げます。これまでも道徳の時間は週1回実施してきておりますが，今回の改訂で教科用図書を使って授業を行う「特別の教科 道徳」として改めて位置づけられました。道徳の時間をかなめとして，学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方は変わっておりません。従来学んできた内容についても変わりありませんけれども，今後児童生徒がいじめの防止や安全の確保等にも資することができるよう，個性の伸張」や「相互理解・寛容」などの項目が追加されたところであります。

いずれにいたしましても，「特別の教科 道徳」について評価もしなければなりませんので，これについては道徳の授業だけでなく，学校の教育活動全体を通して児童生徒の道徳性がどのように変化したかを捉えることとなっております。数値による評価は行わないことになっております。

最後に，アクティブ・ラーニング，いわゆる「主体的・対話的で深い学び」の有用性と課題に

ついてでございますが、最初にも述べましたとおり、新しい時代に必要となる資質・能力は、各教科において自分の考えを持ち、その考えを友達と比較して広めたり深めたりして獲得した学習内容や考え方を次の課題に活用する主体的な学びによって育成を図ることが大切であります。この資質・能力は、単なる教師側の教え込みで育成を図ることは難しく、児童生徒が主体的に学ぶことからはぐくまれるものと考えております。したがって、これまでも平成29年度常陸太田市教育指針にも示したとおり、グループ学習あるいはペア学習での対話等、あるいは調べ学習等を通してこの深い学びにつながるよう実施してきているところであります。

続きまして、本市の学校給食費の全額助成無償化についてのご質問にお答えいたします。

本市の学校給食費につきましては、子育て支援策の一環として、平成25年度から市立幼稚園児第3市以降の給食費を無償にし、平成27年度からは幼稚園児第1子、2子の給食費を2分の1に減額しました。さらに平成28年度からは、小中学生の給食費を2分の1に減額しているところであります。

給食費の無償化につきましては、自分で食するものについては基本的には受益者負担という原則を踏まえつつ、これまで行っている減免措置を継続することによって、減額した分を子育てに必要な物品や学用品等の購入に充てていただけるよう、子育て支援を図るため、当分の間この減額を行ってまいります。

続きまして、学校歯科検診について、まず、歯科検診の結果の特徴についてお答えいたします。

学校における歯科検診は、「学校保健安全法」施行規則にのっとり、内科検診とともに毎年6月30日までに各学校で実施しております。

平成29年度の本市の児童生徒の歯科検診結果の特徴といたしましては、乳歯及び永久歯のう歯罹患率、いわゆる虫歯のある児童生徒の割合が、小学校で49.6%、中学校では35.5%であります。5年前の平成25年度に行った検診の結果では、小学校67.3%、中学校51.5%であり、本年度と比較しますと小学校では17.7%、中学校では16.6%と、小中学校とも罹患率が大きく改善されているところであります。

また、歯周疾患につきましては、平成25年度と平成29年度の調査結果を比較してみますと、歯周患者は、小学校では1.9%が1.3%に、中学校では3.9%が0.8%となって、かなり改善されております。歯周疾患のおそれのある要観察者について比較してみますと、小学校では6.1%が3.9%に、中学校では6.3%が4.8%へと大きく改善されている状況にあります。しかしながら歯周疾患については、小学校から中学校へと学年が上がるにつれて緩やかに増加する傾向にあることが課題となっております。

次に、歯科検診のケアの実態についてお答えいたします。

検診結果については、全ての児童生徒の保護者に通知しておりまして、再受診や治療が必要である児童生徒については勧告を行っております。その結果、本年10月末現在で、永久歯のう歯処置完了率、いわゆる虫歯の治療率については、小学校が56.6%、中学校が69.6%と、小学校から中学校へ学年が上がるにつれてう歯の処置完了率が上がっており、児童生徒への保健指導や保護者への健康相談等を通して虫歯治療への意識が高まっていると捉えております。

しかしながら、今年の検診の結果、治療勧告した児童生徒のうち処置完了率については、11月末現在で小学生が57.3%、中学生が39.1%となっております。中学生について、特に中学生の学校生活において放課後遅くまで部活動等を行っており、なかなか治療する時間がとれないでいる結果と考えられます。したがって、冬季は各学校とも部活動の終了時間が早くなるので治療する生徒が増えるものと考えられます。ただ、治療しない生徒もいると思いますので、冬休み前に小学生も含めて再度治療を促したり、保護者会の折に個別に歯の健康について助言したりして、早期に治療が完了できるよう各学校に対し指導してまいります。

○20番（宇野隆子議員） 教育長そこまで大丈夫です。時間がありませんので。

○益子慎哉議長 答弁中は発言をしないように。

○中原一博教育長 最後に口腔ケアの推進についてでございますが、学校保健委員会や養護教諭が中心となって、さらに治療が進むよう保健指導の充実と歯の健康に関しての家庭とのより一層の連携を図りながら口腔ケアを推進するよう指導してまいります。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

○滑川裕保健福祉部長 2項目の国民健康保険制度の答弁の際、3点目の議員のご質問を申し上げる際に、一般会計からの繰り入れの継続と基金の活用で保険税の引き下げを行うことについてお伺いしたいという質問の内容を、「引き上げ」ということで表現させていただきました。お詫びして訂正を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○益子慎哉議長 宇野議員。

〔20番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○20番（宇野隆子議員） それでは、東海第二原発の再稼働問題について、市長にもう一度確認したいと思います。そうすると、県と東海村が当該市町村で事前了解ということになっておりましたけれども、今度5市長がそこに加わりまして7名となったわけですよね。それで事前了解ということで、当該と同じような権限を持たれたということによろしいのでしょうか。

○益子慎哉議長 市長。

○大久保太一市長 これまでの安全協定とほぼ同じような権限を持ったということです。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） それで、非公表ということになっておりますけれども、この点についてはぜひ住民にもその経過等も知らせながら進めてほしいと思うんですが、非公表なので原電にもそういうことを公開ということでも求めてほしいと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○益子慎哉議長 市長。

○大久保太一市長 先ほどもちょっと申し上げましたように、本年度末をもって締結、そこまでをめどに協定締結をするということにしていますから、今、文言の内容等についても見直しをしている段階で、現段階ではちょっと申し上げられません。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 部長からちょっと訂正がありましたので、その時間だけ少しお許し

いただきたいと思うんですけども。

○益子慎哉議長 時間を守っていただきます。

○20番（宇野隆子議員） 訂正がありましたので、その部分だけ質問させていただきたいと思うんですけども……。

○益子慎哉議長 質問時間内でまとめてください。

○20番（宇野隆子議員） 国保税ですけども……。

○益子慎哉議長 終了1分前です。

○20番（宇野隆子議員） 一般会計からの繰り入れ、28年度は3億5,000万円ほどになっていますね。そうすると、29年度も、今後もそれと同額ぐらいの一般会計からの繰り入れを行って、国保はさっき引き下げはできないと言いましたけれども、少なくとも値上げはしないということで、同額ぐらいになるだろうという答弁もありましたが、これだけしっかり確認しておきたいと思うんですが、保険料についてどうですか。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

○滑川裕保健福祉部長 繰入額等については、今、積算をしておりますので、具体的には同額程度ということの努力をしていきたいと考えますけれども、今の時点についてはそれ以上のことは答弁できないという状況です。

○20番（宇野隆子議員） 保険料は値上げしないということはどうですか。

○滑川裕保健福祉部長 それについては、今、積算をしている段階ですので、値上げをしないということは断言できないということでございます。

○益子慎哉議長 持ち時間は終了しました。

教育長から訂正があります。教育長。

○中原一博教育長 先ほど子どもの歯科保健についての答弁の中で、歯科検診の結果の特徴についての中で、中学校で改善率が「16.6%」と申し上げましたが、「16.0%」と訂正させていただきます。

○20番（宇野隆子議員） 以上で一般質問を終わります。